

浜長保険センター安全だより

令和 7 年 1 月 1 4 日

浜長保険センター 第 96 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



ご家族お揃いで、穏やかな初春をお迎えのことと存じます。

辰から巳にバトンタッチされました。

巳(み)のり多き飛躍の年となりますようお祈り申し上げます。

本年も変わらずご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



道路交通法(以下「道交法」と言います)は、1960年(昭和35年12月20日)に施行され、交通情勢に応じて一部改正されながら、施行後、満64歳になります。

目的は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ることです。

道路を通行するのは、①幼児から高齢者までの歩行者の通行方法 ②自動車の通行方法

③ドライバーが負うべき義務 ④運転免許に関すること ⑤違反したときの罰則などが規定されて

います。また、免許を持っていない方、目が見えない方、耳が聞こえない方、手足に障害のある方、

交通ルールを無視・軽視する人・遵守する人など様々な方が利用しています。周囲の方は、自分の

思ったとおりの行動をしません。交通ルールを理解していても、実践しなければ、事故の未然防止に

繋がらず、また、交通の円滑化を阻害していることがあります。

事例1 交差点を右折するときは、「①あらかじめその前から ②できる限り道路の中央に寄り、③交差点の中心の側近の内側を ④徐行しなければならない。」と交通ルール(第34条第2項)に定められています。「できる限り道路の中央に寄り」とは、左側部分の右側端に寄るといことです。

しかし、中には右側端に寄らないため、後方の直進車両が通行できず、円滑な通行に支障を及ぼしている自動車があります。



右側端とは、この線

右側端とは、この線

あなたは、右折するとき、法令に定められたとおり、後続車が通過できるようにできる限り、右側端に寄っていますか？ 右側端に寄らず、停止すると直進・左折車が通行できず後続車が迷惑します。

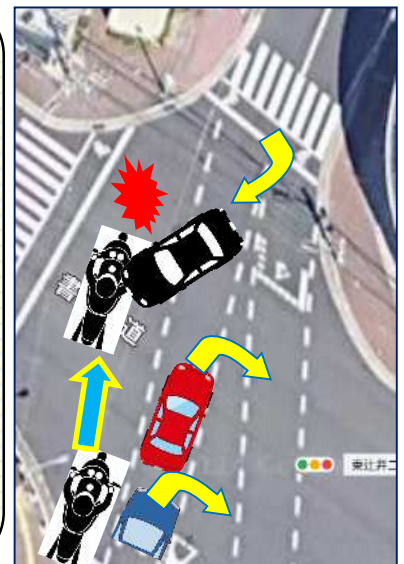
事例2 信号交差点を右折するときは、対向直進車がなかったため、停止せず右折を開始したところ、対向の右折車両の左側から直進してきたバイクと衝突した。

原因 右折乗用車～直進車(バイク)に対する優先通行妨害
直進バイク～交差点安全進行義務違反

考察 直進車は、右折車に対して優先して通行することができますが、絶対的な優先ではなく、過失がゼロではありません。

右折車は、対向右折車の左側から直進して来るバイク等があることを当然、予測しなければなりません。交差点は、自動車だけではなく、バイク、自転車、歩行者も通行します。

対向右折車の左側は死角になりますので、バイク、自転車等の直進車があることを予測し、確認の上、徐行して右折しましょう。



～ 慌てるな 死角に潜む 危険の芽 しっかり確認・安全確保 ～